

平成30年4月16日

南相馬市農業委員会  
4月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

# 農業委員会定例総会議事録

日 時 平成30年4月16日(月)午後1時30分開会  
場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

## 1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	平 間 浩 一	出	11	半 谷 眞知子	出
2	瀧 澤 昇 司	出	12	佐 藤 邦 義	欠
3	武 田 幸 俊	出	13	宮 川 フジコ	出
4	佐 藤 廣	出	14	岡 田 敏 文	出
5	瀧 田 宗 宏	出	15	早 川 孝 雄	出
6	山 内 弘 巳	出	16	佐 藤 良 一	出
7	新 妻 一 信	出	17	寺 澤 白 行	出
8	南 原 正 大	出	18	牛 渡 隆 夫	出
9	二 谷 純 市	出	19	但 野 幸 一	出
10	佐々木 教 喜	出			

## 2. 出席職員

局長 佐藤 光                      次長 齋藤 ひとみ                      主査 山本 将之  
副主査 島 健太郎                      主事 平田 幸子                      農政課主査 佐藤 俊文

### 3 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 1 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 4 報告第 1 2 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 5 報告第 1 3 号 農地等の生前一括贈与による贈与税納税猶予継続届出に係る  
農業経営継続証明書の交付について
- 日程第 6 報告第 3 7 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 3 8 号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第 8 議案第 3 9 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 9 議案第 4 0 号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 1 0 議案第 4 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 1 議案第 4 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請につい  
て(市許可分)
- 日程第 1 2 議案第 4 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請につい  
て(県許可分)
- 日程第 1 3 議案第 4 4 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について  
(市許可分)
- 日程第 1 4 議案第 4 5 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について  
(県許可分)
- 日程第 1 5 議案第 4 6 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について  
(市許可分)
- 日程第 1 6 議案第 4 7 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について  
(県許可分)
- 日程第 1 7 議案第 4 8 号 現況確認証明願について

## 4 . 会議の概要

(開会 13時30分)

### 会長挨拶

どうも皆さん、こんにちは。4月の定例総会にご出席、大変ご苦労さまでございます。4月、5月は農作業が忙しい時期ですが、私ども農業委員、極力頑張っていたきたいとこのように思うわけでございます。ご存じのとおり、1月末に新市長にかわりまして、南相馬市の体制も変わりつつございます。新聞等でご存じのとおり、南相馬市におきましては、2人の副市長体制ということでありまして、国と市からの2人の副市長がいるわけでございます。農業委員会事務局におきましては、職員の異動はございません。ただ各課、特に我々の近辺であります経済部においては、部長も変わり、農政課長も変わっております。その中において、大変忙しい時期が来たわけでありまして、南相馬市は、水稲単作地でありまして、間もなく作付けが進むわけでありまして、前回お話ししたように、まだ水稲の作付面積が半数までに至っていない状況であります。その中において、特に小高地区においては、農業委員も頑張っているな、このように思っております。4月に入り我々の農業委員会は、現体制になって、最後の年であります。相双地区では、まだ新体制になっていない地区がほとんどであります。しかし、7月に改選があり、県内も全体が新体制ということになります。我々は残すところ1年であります。今後、南相馬市の農政の発展のため、農業は大変重要な事項であります。皆様のご協力をよろしくお願いいたしまして、会長のあいさつに代えさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。

議長            それでは、ただいまより平成30年4月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は、12番佐藤邦義委員であります。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議長            日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、2番瀧澤昇司委員、5番濱田宗宏委員、6番山内弘巳委員を指名いたします。

議長            次に、日程第2、諸般の報告を行います。今回は、特段の報告を要する案件はございませんでした。

議長            次に、日程第3、報告第11号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局から報告を求めます。

事務局            報告第11号についてご説明いたします。議案書2ページから3ページになり

ます。今回10件の案件がございますが、合意による解約でございます、県知事の許可を必要としないものとして手続いたしましたのでご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第12号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第12号についてご説明いたします。議案書の4ページ、整理番号1番及び2番について、当事者の住所、氏名、土地の所在、違反転用の種類、発生日等については記載のとおりです。違反転用に係る理由ですが、整理番号1番については、平成2年頃に住宅兼納屋を建築し、残地を農機具置場として使用しています。今回、この土地について土地調査を行ったところ、農地に越境していることが判明したものです。続きまして、整理番号2番については、平成15年頃に住宅を新築する際に、当該地を転用して譲り受けることで了解を得ていました。転用手続をする前に所有者側に相続が発生し、登記名義の変更に予想以上の時間を要したことにより、転用手続を失念して通路として使用していたことが判明したものです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第5、報告第13号、農地等の生前一括贈与による贈与税納税猶予継続届出に係る農業経営継続証明書の交付についてを議題といたします。事務局から報告を求めます。

事務局 報告第13号についてご説明いたします。議案書の5ページから6ページになります。贈与税納税猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して、農業経営継続証明書を交付した事案が、贈与税納税猶予が4件ございました。詳

細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第6、議案第37号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号1番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、10番委員には、この間退席を願います。暫時休議をいたします。

（休議）

議 長 　　再開をいたします。事務局から申請番号1番、の説明を求めます。

事務局 　　それでは、議案第37号の整理番号1番についてご説明いたします。議案書の7ページから8ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して、適否の判断を求められたものです。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 　　次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課 　　議案第37号のうち、整理番号1番について説明いたします。議案書8ページとなっております。こちら、内容については記載のとおりとなっております。なお、賃料については、双方合意のうえ決定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　10番委員の復席を認めます。暫時休議をいたします。

( 休議 )

議 長 再開をいたします。事務局から議案第 3 7 号の残り全部の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 3 7 号の残りすべてについてご説明いたします。議案書の 7 ページから 8 ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものです。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課 議案第 3 7 号のうち、整理番号 2 番から 4 番について説明いたします。議案書 8 ページになります。今回、利用権設定 3 件となっております。内容については記載のとおりとなっております。なお、賃料については、双方合意のうえ決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

( なしの声あり )

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 7、議案第 3 8 号、農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 3 8 号についてご説明いたします。議案書の 9 ページから 1 0 ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課 議案第 3 8 号について説明いたします。議案書 1 0 ページとなっております。当該計画の概要といたしましては、農地中間管理事業として福島県農業振興公社

を通して、農地の貸借を行うものとなっております。内容については記載のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第8、議案第39号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 　　議案第39号についてご説明いたします。議案書11ページから13ページとなります。補足を要する案件のみ、ご説明させていただきます。申請番号2番につきましては、議案第40号申請番号1番及び2番との関連案件です。所有権移転と貸借を行う農地の面積を合計すると経営面積が5,000㎡以上となります。続きまして申請番号4番につきましては、議案第40号申請番号4番の関連案件です。こちらも所有権移転を行う農地と貸借を行う農地の面積を合計すると、経営面積が5,000㎡以上となります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 　　続きまして、今回現地調査されました委員さんから補足説明があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第9、議案第40号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 　　議案第40号についてご説明いたします。議案書の14ページから16ページ



になります。補足を要する案件のみご説明させていただきます。申請番号6番から8番につきましては、営農型太陽光発電事業に係る区分地上権の設定の案件となっております。申請番号6番は、議案第47号申請番号2番及び3番の関連案件です。次に、申請番号7番は、議案第47号申請番号1番の関連案件となっております。また、申請番号8番につきましては、議案第43号申請番号1番及び議案第47号申請番号4番関連の案件となっております。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について、許可要件を満たしているとのこと報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回現地調査されました委員さんから、補足説明があれば発言をお願いします。ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第41号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第41号についてご説明いたします。議案書の17ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりで、申請番号1番については、報告第12号整理番号1番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回現地調査されました委員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、16番委員。

16番委員 議案第41号申請番号1番について、現地調査をしましたので報告します。所在、地番、申請事由については記載のとおりでございます。調査月日は、4月10日午後2時から代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を実施しました。本案件は報告第12号整理番号1番の関連であります。現地案内図は1ページであります。代理人が現地を案内し、聞き取りをいたしました、立地基準、一般基準とも問題ないと判断いたしました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

す。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第42号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第42号についてご説明いたします。議案書の18ページから19ページ、申請番号1番から2番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、申請番号1番について、議案第44号申請番号1番関連の案件であり、当初計画していた駐車場用地のみでは端の車が駐車困難であることから、当該地を駐車場用地に追加する必要があるため、事業計画を変更するものです。続きまして、申請番号2番について、許可当時の事業期間が延長となったことから、一時転用期間を延長するため、事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回現地調査されました委員さんから報告をお願いいたします。申請番号1番について、7番委員。

7番委員 議案第42号1番について現地調査の報告をいたします。この案件は、議案第44号1番と関連するものです。先ほど事務局より説明があったように、この案件は、駐車場用地を追加する申請です。現地案内図は2ページです。去る4月12日午前11時頃より、譲渡人、譲受人代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、現地の状況調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号2番につきまして、2番委員。

2番委員 議案第42号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。案内図は3ページです。計画変更の事由については記載のとおりでございます。去る4月14日午前10時、設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。なお、被設定人は遠隔地にいるため、電話にて内容を確認しております。その結果、立地基準、一般基準とも、特に問題はないと判断しますので、皆様の審議のほどよろし

くお願いします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第43号、農地法第5条の規定による許可後の事業を計画変更申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第43号についてご説明いたします。議案書20ページ、当事者の住所、氏名、土地の表示等については記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、平成29年3月27日付けで許可を得た営農型太陽光発電の一時転用であり、当初許可を受けた旧被設定人が、当初の予定通りに資金計画が進まず経営難となり、事業継続が困難となったことから、新被設定人が承継して事業を継続するものです。一時転用期間については、旧被設定人が許可を受けた平成29年3月27日から3年間となっております。以上です。

議 長 現地調査されました委員さんから報告をお願いいたします。申請番号1番につきましては、9番委員。

9番委員 議案第43号申請番号1番についてご報告いたします。案内図は4ページです。4月11日午前9時頃、設定人立ち会いのもと現地・現況確認いたしました。申請内容は記載の通りで、被設定人の変更です。転用事業者の変更であります。議案第40号申請番号8番関連及び議案第47号申請番号4番の関連です。調査事項に基づき調査を行いましたところ、問題なきものと判断してまいりました。すでに太陽光発電設備は完了しております。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。はい、1番委員。

1番委員 今ほど、太陽光発電設備が整備完成しているという話がありましたけれども、反面、こちらの事業へ計画の変更の理由書の中では、資金計画が当初の予定どおりいかず、経営難になったとのことですが、完成するだけの資金を受けたにもかかわらず経営難となったという事情というのは、どうゆう事情だったのか説明し

ていただければと思います。

議 長            事務局。

事務局            太陽光発電設備については既に設置が完了しております。今後の太陽光パネルの維持経費、それから、区分地上権を設定して農地の地上部分を借りる契約をしておりますので、そちらの支払い等を含めて経営していくことが困難になったと聞いております。以上です。

議 長            1 番委員。

1 番委員            基本的に売電ができれば、ある程度のランニングコストを払っていくような収入というのは考えられると思うんですが、そういったことを踏まえても、ランニングコストについて支払っていけないということなんでしょうか。

議 長            事務局。

事務局            旧被設定人については、太陽光の発電売電事業以外の事業も行っていますので、総合的に資金運用が困難になったと聞いております。以上です。

議 長            1 番委員

1 番委員            はい、了解しました。

議 長            その他、この件について質疑等があれば発言を願います。1 1 番委員。

1 1 番委員            はい、ちなみに、現在、1 キロワット売電は幾らぐらいしているんでしょうか。よろしくをお願いします。

議 長            事務局。

事務局            確認はしておりません。

議 長            暫時休議をいたします。

( 休 議 )

議 長 再開いたします。

議 長 11番委員、よろしいですか。

11番委員 はい、ありがとうございました。

議 長 その他ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第44号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第44号についてご説明いたします。議案書の21ページから23ページ、申請番号1番から7番まで、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番については、議案第42号申請番号1番関連の案件です。申請番号2番については報告第12号整理番号2番関連の案件です。申請番号5番については、一般住宅の貸住宅で事業面積が500㎡を超えておりますが、法面及び通路の面積を除くと有効利用面積が500㎡未満となることから妥当と判断しています。以上です。

議 長 続きまして、今回現地調査されました委員さんから報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、7番委員。

7番委員 議案第44号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。この案件は先ほど議案第42号申請番号1番について報告した件です。所在から申請事由は記載のとおりです。現地案内図は2ページです。去る4月12日午前11時頃より、譲渡人、譲受人の代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号2番につきまして、9番委員。

9番委員 議案第44号申請番号2番について報告いたします。案内図は5ページです。

4月10日午後5時30分頃、譲渡人立ち会いのもと現地・現況を確認いたしました。申請内容は記載のとおりでございます。報告第12号整理番号2番の関連案件です。調査事項に基づき調査を行いましたところ、問題なきものと判断してまいりました。手続が遅れた理由としては、譲渡人で不幸が2件、ご主人と母が亡くなった段階で失念したと説明を受けております。以上のことにつきまして、皆様ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 次、申請番号3番について、18番委員。

18番委員 議案第44号申請番号3番の調査の結果を報告します。所在から申請事由までは記載のとおりでございます。案内図は6ページでございます。4月7日午前9時より、行政書士立ち会いのもと、調査をした結果、立地基準、一般基準はすべて満たしていると判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 次、申請番号4番につきまして、11番委員。

11番委員 議案第44号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページです。4月7日午後4時30分より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 次、申請番号5番につきまして、2番委員。

2番委員 議案第44号申請番号5番について現地調査の報告をいたします。所在から申請事由は記載のとおりで、案内図は8ページです。去る4月13日午後4時、行政書士立ち会いのもと、現地を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しましたので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 次、申請番号6番につきましては、17番委員。

17番委員 議案第44号申請番号6番について調査報告を行います。所在から申請事由は記載のとおりです。現地案内図は9ページです。4月16日早朝より、譲渡人は現地で、譲受人は電話で調査いたしました。宅地進行化区域内の農地でありまして、上下水道を利用するというところでございますので、一般基準、立地基準とも満たしており、何ら問題ないと見てまいりましたので、皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 申請番号7番については、現地調査員12番委員が欠席のため、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 12番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第44号申請番号7番につきまして、所在から申請事由まで記載のとおりです。現地案内図は10ページです。去る4月8日日曜日、午後5時45分より、譲受人立ち会いのもと現地状況を確認いたしました。申請内容は記載のとおりです。調査項目に従い、現地を確認いたしました。何ら支障なきものと判断してまいりました。また、融資証明書も添付されていることもあり、適正と判断しました。以上、12番委員より連絡がありましたので報告いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第45号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第45号についてご説明いたします。議案書の24ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。この案件は、第2種農地に事業者が集合住宅を建築するものです。譲受人が同一集落に居住していないため、集落接続には該当しないことから、県許可案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回現地調査されました委員さんから報告を願います。申請番号1番につきまして、4番委員。

4番委員 議案第45号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページです。4月10日火曜日、午前10時頃より、代理人行政書士補助者立ち会いのもと、現地調査を行いました。土地の所在地から申請事由までは記載のとおりですが、転用の目的は、集合住宅建築に伴う所有権移転です。また雨水及び雑排水放流については、地元の水利組合より、同意をいただいています。土地改良区からの農地の転用に関する意見書、金融機関からの融資証明書も添付しております。以上のことから、調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士補

助者からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、日程第15号、議案第46号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第46号についてご説明いたします。議案書の25ページから26ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号2番については、土砂運搬用道路としての一時転用であり、転用期間は許可日から3年間となっております。続きまして、申請番号3番については、第2種農地に共同住宅を建築するものです。被設定人が同一集落に居住しており、集落接続に該当することから、市許可案件となっております。続きまして、申請番号5番については、採石場への進入通路、沈殿池としての一時転用であり、転用期間は許可日から2年間となっております。以上です。

議長 続きまして、今回現地調査されました委員さんから報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、6番委員。

6番委員 議案第46号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は12ページです。所在から申請事由は記載のとおりです。去る4月10日午前10時頃より、被設定人の立ち会いのもと、現地調査を行いました。本議案は、水稻での営農再開に不可欠な農機具格納庫を新たに整備するために必要な転用申請であります。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 次に、申請番号2番につきまして、13番委員。



13番委員 議案第46号申請番号2番について報告します。案内図は13ページです。去る4月10日午前11時より、被設定人及び代理行政書士と立ち会いのもと現地調査を行いました。申請内容は記載のとおりです。立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。また、市長からの施行承認、地元区長からの排水同意書なども添えられており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 次に、申請番号4番につきまして、18番委員。

18番委員 議案第46号申請番号4番の調査の報告をいたします。案内図は15ページです。所在から申請事由までは、記載のとおりでございます。4月7日午前9時30分、行政書士立ち会いのもと、調査項目に従って調査した結果、立地基準、一般基準は、すべて満たしていると判断しました。皆様の審議よろしくお願いたします。

議長 次に、申請番号5番につきまして、11番委員。

11番委員 議案第46号申請番号5番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は16ページです。4月8日午前9時より、設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。被設定人には後日電話での聞き取り調査を行ったところ、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議長 申請番号3番については、現地調査員12番委員が欠席のため、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 12番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第46号申請番号3番につきまして、土地の所在から申請事由までは記載のとおりです。現地案内は14ページです。去る4月12日午前10時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に従い、現地確認した結果、融資証明の発行されており、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。以上、12番委員より連絡がありましたのでご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、日程第 16、議案第 47号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局            議案第 47号についてご説明いたします。議案書の 27ページから 32ページ、申請番号 1 番から 15 番まで、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番についてですが、平成 27年 6月 12日付けで許可を得た営農型太陽光発電に係る一時転用期間が満了となることから、再度、一時転用申請をするものです。この発電設備の下部の農地ではカボチャを作付けしており、許可後 3年間の収量については、平成 27年度は、許可を行ってから発電設備の設置工事を行った後は、次期耕作のための保全管理を行っていたことから、収量はゼロでした。平成 28年度については、地域の平均的な単収を上回っているものの、鳥獣被害により販売できないものが多くありました。平成 29年度については、地域の平均的な単収を上回っていますので、更新することについては妥当と判断しております。続きまして、申請番号 2 番及び 3 番についてですが、平成 27年 6月 12日付けで許可を得た営農型太陽光発電に係る一時転用の期間が満了となることから、再度一時転用申請をするものです。この発電設備の下部の農地ではカボチャを作付けしており、許可後 3年間の収量については、平成 27年度は、許可を得てから発電設備の設置工事を行った後は、次期耕作のための保全管理を行っていたことから、収量はゼロでした。平成 28年度及び平成 29年度については、地域の平均的な単収を上回っていますので、更新することについては妥当と判断しております。続きまして、申請番号 4 番についてですが、議案第 43号でも説明したとおり、平成 29年 3月 27日付けで許可を得た営農型太陽光発電の一時転用であり、当初許可を受けた旧被設定人が当初の予定どおりに資金計画が進まず経営難となり、事業継続が困難となったことから、新被設定人が承継して事業を継続するものです。一時転用期間については、旧被設定人が許可を受けた平成 29年 3月 27日から 3年間となっております。続きまして、申請番号 5 番から 13 番及び 15 番については、第 2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。直置き太陽光発電設備で恒久転用となっております。以上です。

議 長            続きまして、今回現地調査されました委員さんから報告をお願いいたします。申請番号 1 番、2 番、3 番につきまして、10 番委員。

10 番委員        議案第 47号申請番号 1 番について報告いたします。4月 10日午前 9時 30

分から被設定人立ち会いのもと、現地調査をいたしました。案内図は17ページです。申請理由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準も一般基準も問題ありませんでしたので報告いたします。続きまして議案第47号申請番号2番について報告いたします。4月10日午前10時から被設定人立ち会いのもと、現地調査をいたしました。案内図は18ページです。調査の結果、立地基準も一般基準も問題ありませんでしたので報告いたします。議案第47号申請番号3番について報告いたします。4月10日午前10時30分頃から被設定人立ち会いのもと、現地調査をいたしました。案内は同じく18ページです。申請事由は記載のとおりです。調査の結果、一般基準も、立地基準も問題ありませんでしたのでご報告いたします。それから被設定人に、下の作物についてちゃんと作ってくださいよと話したところ、夏にぜひ見にきてくださいとそういう返事が返ってきましたので、夏に是非皆さんで見に行ったほうがいいのかなとそんなふうに考えております。以上です。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次、申請番号4番、15番につきまして、9番委員。

9番委員 議案第47号申請番号4号について報告いたします。案内図は4ページです。4月11日午前9時頃、設定人立ち会いのもと現地現況を確認いたしました。申請内容は記載のとおりであります。議案第40号申請番号8番の関連、そして議案43号申請番号1番の関連案件です。被設定人の代理人であります行政書士が遠方で現地にこられないということで、電話にて連絡確認いたしました。営農型太陽光発電でミョウガ栽培申請であります。いまだ定植されておられませんでした。この件に関し、事務局に報告照会したところ、4月末ごろにミョウガ苗を定植するとのことでした。営農型太陽光発電であるため、農業委員会として後日調査する旨伝えました。調査事項に基づき調査を行いましたところ、なんら問題なきものと判断してまいりました。続きまして議案第47号申請番号15番について報告をいたします。案内図は23ページです。4月10日午前11時頃、被設定人立ち会いのもと現地現況を確認いたしました。申請内容は記載のとおりです。被設定人は遠くにお住まいの方ですが、発電企業の紹介により申請になったものです。調査事項に基づき調査を行いましたところ、何ら問題ないものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次、申請番号5番から11番までを17番委員。

17番委員 議案第47号申請番号5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番について調査をいたしましたので報告いたします。所在から申請事由は記載のとおりでございます。現地案内図は5番から10番までは19ページ、パークゴルフ場と国道

6号線に挟まれました、入迫の水田であります。また、11番につきましては、現地案内図は20ページの畑で大四郎沼の北西になります。4月13日午後3時より、5番、6番、7番、8番、9番、10番については設定人、被設定人の立ち会いのもと、現地で聞き取り調査を行いました。地元区長及び隣家には説明し、同意を得ており排水面でも水田であるので問題ありません。また、11番については畑ですので、これも隣家の同意、そして行政区の同意もありまして、排水等についても何ら問題なく、5番から11番まで、一般基準、立地基準とも満たしており、何ら問題ないと見てまいりましたので、皆様方のご審議方よろしく願います。

議 長 次、申請番号12番、13番につきまして、2番委員。

2番委員 議案第47号申請番号12番、13番について、現地調査の報告をいたします。申請事由、所在等は記載のとおりであり、案内図は21ページです。去る4月13日午後4時30分、設定人立ち会いのもと、被設定人は電話にて内容を確認して、現地調査をしたところ、立地基準、一般基準ともに、問題ないと判断いたしましたので、皆様の審議のほどよろしく願います。

議 長 次、申請番号14番につきまして、11番委員。

11番委員 議案第47号の申請番号14番についての現地調査報告をいたします。現地案内図は22ページです。4月8日午前8時より、設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。被設定人には後日、電話での聞き取り調査を行いました結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしく願います。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして、県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次、日程第17、議案第48号現況確認証明願いについてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第48号についてご説明いたします。議案書の33ページ、申請番号1番から2番まで、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりであります。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請番号1番については、農地。申請番号2番については、非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議長 続きまして、今回現地調査されました委員さんを代表いたしまして、8番委員から報告をお願いします。

8番委員 議案第48号の現況確認証明申請に係る現地調査について報告いたします。まず、申請番号1番について報告いたします。現地案内図は24ページです。所在、地番等は記載のとおりです。4月5日午後1時30分頃に私と17番委員、4番委員、事務局職員1名の4名で、鹿島区上栃窪の現地に向かいました。現地において、申請人立ち会いのもと調査聞き取りを行いました。申請書にあるとおり、地目は田になっておりますが、大きく生育した山林に囲まれた土地であり、営農には不適と判断できました。しかし、平坦であり、申請人が草刈払いを実施したばかりで、トラクター等で耕起すれば作付けは、畑作等は可能と思われる現況でありましたので、農地と判断してまいりました。続きまして、申請番号2番の小高区金谷の現地に向かいました。現地案内図は25ページです。所在、地番等は記載のとおりです。現地において、申請人立ち会いのもと、現況の調査を行いました。申請地は、かつて山林を桑畑に開墾した土地でありました。30年以上前に養蚕を廃業してから山林化してしまったとのことでした。周りは針葉樹林や雑木が大きく成長しており、申請地はかなりの傾斜地であり、進入路も狭く急勾配でした。しかも、その土地に雑木等も成木しており、一面篠竹が生い茂りほぼ山林化しており、農地への復旧及び営農はかなり困難であると判断し非農地と判断してまいりました。以上報告いたします。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

事務局 休議をお願いします。

議長 休議をいたします。

(休議)

議 長            それでは再開をいたします。

議 長            ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり、決することといたします。

議 長            以上で本日予定いたしました報告3件並びに議案12件、合わせて15件の審議を進めて終了いたしました。これをもちまして本日の4月定例総会を閉会いたします。各委員の皆様には大変お疲れさまでございました。

(終了)

閉会 午後2時40分

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

平成30年4月16日

議事録署名人(2番・タキザワ ショウジ)

㊟

議事録署名人(5番・ハマダ ムネヒロ)

㊟

議事録署名人(6番・ヤマウチ ヒロミ)

㊟